

靶腰刀二把・鍍金銅結束黒漆鞘沙魚皮靶腰刀一十把・鍍金銅結束紅漆鞘沙魚皮靶腰刀一十把・鍍金銅結束紅漆鞘袈刀一十把・鍍金銅結束紅漆鞘鎗一十把・細嫩白土夏布一十匹・細嫩蕉布一十匹・鍍金五色線穿鉄甲二領・頭盔全を装載し、京に赴き進貢し謝恩す。所^よ擧りて今差去する人員は、別に文憑無くば誠に所在の官司の盤阻して便ならざるを恐る。今、宙字三十七号半印勘合執照を給して存留在船通事梁壁等に付し、収執して前去せしむ。如し経過の沿海の処所及び巡海の哨船の官軍の驗実に遇わば、即便に放行し、留難して因つて公務を遅慢して便ならざるを得しむる母れ。所有の執照は須らく出給に至るべき者なり。

計開 赴京の

正議大夫一員 鄭礼

使者一員 鄒宝

都通事一員 蔡烜

存留在船使者二員 麻鏡美 沈浦

存留在船通事一員 梁壁

人伴二十四名

管船火長・直庫二名 程強進 毛喜

稍水共に八十四名

貢謝の方物を除く外、附搭の土夏布二百匹

右の執照は存留在船通事梁壁等に付し、此れに准ぜしむ

万曆十五年（一五八七）三月初五日給す
進貢謝恩等の
事の為にす 執照

注*「明実録」万曆十五年十月壬午の条に関連の記事がある。

1-31-28

國王尚永の、万曆十四年派遣の赴京の官員の消息をたずねると共に官生を接回するため使者馬達路等を遣わす執照

（一五八八、四、四）

琉球国中山王尚（永）、夷命を保全して以て遠望を慰むる事の為にす。

通事金仕歴の掲稟に拠るに、万曆十四年（一五八六）十一月内、命を奉じて前往し、方物を進貢す。俱に稟に照らして収むる外、例に照らして大夫・使者等の官の梁応等、起送して京に赴き、進貢するを蒙るを准く。通事金仕歴に於ては、摘発して先に回りに国に到る。其の余の人船は梁応の京より回到する日を待候して、一併に開洋し駕して帰□せんとするに、況に本船、限を違えて未だ還らず。料るに必ず船隻の年久しくして朽壞損傷し船の駕して帰る無きか、或いは開洋して行きて中海に至り風を被りて損失せるか、未だ真実を見ず。急ぎて都通事金仕歴を差^{つか}わし、海船一隻を督駕し、前來して朝貢の官員を接回し、兼ねて歴監の官生鄭週

等を接して領回し、国に到りて省親せしむ。先年の事例に比照して、今差わす員役は、別に文憑無くば誠に所在の官司の盤阻して未便なるを恐る。本国、除外に今、宙字三十九号半印勘合執照を給して都通事金仕歴に付し、收執して前去せしむ。沿海の処所の巡海の哨船の官軍は、如し彼の驗実に遇到すれば即便に放行し、阻滞し留難して便ならざるを得しむる母れ。所有の執照は須らく出給に至るべき者なり。

計開

使者三員 馬達路 丹加泥 鄭通

都通事一員 金仕歴

人伴九名

管船火長・直庫二名 陳栄^① 馬益志

梢水共に九十一名

万曆十六年（一五八八）四月初四日給す

右の執照は都通事金仕歴等に付し、此れに准ぜしむ

表命を保全して以て
遠望を慰むる事の為にす 執照

注（一）陳栄 生没年不詳。久米村陳氏（仲本家）七世。のち一度は

火長、一度は通事として明へ渡る（『家譜（二）』四八九頁）。

1-31-29

世子尚寧の、進貢謝恩のため正議大夫梁応等を遣わす執照

（一五八九、三、一一）

琉球国中山王世子尚（寧）、進貢、謝恩等の事の為にす。

今、特に正議大夫・長史の梁応・鄭週等を遣わし、表文一通を齎捧せしむ。小船一隻に坐駕し、馬四匹・硫黄五千斤・金光銀靴鞘腰刀二把・金結束黒漆鞘金起沙魚皮紋靴腰刀二把・鍍金銅結束線繫靴紅漆鞘腰刀六把・鍍金銅結束紅漆靴鞘鎗六柄・細嫩土夏布一十四・細嫩芭蕉布一十四・金結束紅漆鞘金起沙魚皮紋靴腰刀二把・銀結束黒漆鞘銀起沙魚皮靴腰刀二把・鍍金銅結束紅漆鞘鎗四柄・鍍金銅結束紅漆鞘鎗六把・黄土夏布一百匹・鍍金線穿鉄甲二領・紅花一百斤を装載して京に赴き進貢し謝恩す。所扱^よりて今差去する人員は、別に文憑無くば誠に所在の官司の盤阻して便ならざるを恐る。王府、除外に今、洪字二号半印勘合執照を給して通事紅泰和等に付し、收執して前去せしむ。如し経過の関津把隘^{ところ}の去処及び沿海巡哨の官軍の驗実に遇わば、即便に放行し、留難して因つて遅悞して便ならざるを得しむる母れ。所有の執照は須らく出給に至るべき者なり。

今開す 赴京の

正議大夫一員 梁応

長史一員 鄭週

使者一員 鄭室